

令和2年第12回 美里町農業委員会会議録

令和2年12月7日

令和2年第12回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 0名

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後 1 時 3 0 分

事務局長 こんにちは、只今から令和 2 年第 12 回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第 4 条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございます。美里町農業委員会会議規則第 6 条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、4 番三浦委員 5 番永田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第 34 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 から番号 7 について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第 34 号、番号 1 から番号 7 について補足の説明を行います。番号 1 は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号 2 は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は新規就農の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号 3 は、譲渡人は息子からの要望により、譲受人は新規就農の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号 4 は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は新規就農の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号 5 は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は新規就農の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号 6 は、譲渡人は自営業が忙しく、農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号 7 は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第 3 条第 2 項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号 1 から番号 7 の補足の説明を終わります。それでは、議案第 34 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 7 番長木委員に求めます。

7 番（長木委員） はい・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農

地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 2 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい、9 番松田委員。

9 番（松田委員）はい、申請者が 2・3・4・5 とつづいています。新規就農になりますが、農業経営計画はどのように考えられていますか。

事務局 はい、計画としましてはピーマン 1 反、水稻 2 反、もち麦 4 反作られます。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 4 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 5 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 6 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 6 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 34 号、番号 7 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 7 の内容説明を終わります。それでは番号 7 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 7 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 7 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より、補足の説明はありますか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 35 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由ですが、申請人は■■■■■を中心に個人事業主として働きながらボランティア活動をされております。現在、■■■■■に居住しておりますが慣れ親しんだ■■■■■に戻り、個人住宅を建設したく用地取得を検討していたところ知人の紹介により用地取得できることになり目的に申請地を選定され、所有権移転売買での申請となりました。次に資料 2 をご覧ください。造成計画ですが、現在、耕作放棄地となっており、土地を整地する計画となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われれます。なお、当該申請農地は第 1 種農地ですが、周辺の代替地で事業の目的を達成できると認められないため転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 35 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 35 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 3 番 濱田委員に求めます

3 番（濱田委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありますか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 35 号番号 2 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由ですが、職員駐車場が不足しており、駐車スペースを

補足する必要があり隣接地地権者から土地取得について承諾が得られたので今回、申請されました。次に資料 2 をご覧ください。造成計画ですが、申請地は現在、荒廃化しており土地を整地する計画となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、敷地内排水溝に流し処理する計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がりが 10ha の第 1 種農地ですが、既存施設の拡張で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 35 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 35 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

全 員 協 議 会

1. 人・農地プランについて

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

閉会 午後 1 5 時 0 0 分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印